

別添3 物品搬送仕様

受注者は、以下のとおり物品搬送について業務を行うものとする。

1 主な搬送形態

(1) 定期搬送 ※

「別添5 院内搬送計画」に基づき診療材料、衛生材料、事務日用品、医薬品（麻薬、向精神薬及び血液製剤を除く。）、再生滅菌物等を定期的に搬送する。

なお、「別添5 院内搬送計画」については、業者選定後に詳細を病院に確認し、最終確定を行うものとする。

※ 定期搬送とは、2点間（特定の搬送先と搬送元）で特定の物品を定期的に搬送することをいう。

(2) 巡回搬送 ※

1日1回の頻度で次の部門を巡回し、搬送物品の有無の確認及び搬送を行うこと。なお、搬送ルート及び時間については、業者選定後に別途発注者と協議の上、決定するものとする。

【巡回搬送部署】 中央処置室、内視鏡部門、放射線部門、検査部門、救急処置室、薬剤部門、手術部門、化学療法室、各病棟等

※ 巡回搬送とは、搬送物品を特定せずに定期的に対象部署を巡回し、搬送物の有無の確認の上、必要な場合に物品の搬送することをいう。

(3) その他の搬送

上記(1)、(2)に含まれないタイミングでの搬送については、緊急搬送として病院職員が対応する。

2 診療材料、衛生材料、事務日用品等の搬送

(1) 「別添5 院内搬送計画」に基づき各部門へ物品と払出票を搬送し、各部門で定められた所定の棚に物品を収納すること。

(2) 供給時に各部門在庫の有効期限を確認し、期限切れ品がある場合は回収すること。

(3) 定期搬送又は巡回搬送を利用し、各部門からの返却物品をSPD倉庫へ回収すること。

3 医薬品の搬送

(1) 「別添5 院内搬送計画」に基づき薬剤部門より各部門へ医薬品を搬送すること。別途、病院が定める特定の薬剤の搬送は、同様に定められた規定（保冷ボックスの利用等）に従うこと。

(2) 各部門からの返却医薬品及び注射カート（返却分）等を薬剤部門へ回収すること。

4 再生滅菌物の搬送

- (1) 「別添5 院内搬送計画」に基づき既滅菌器材を既滅菌室より各部門へ搬送し、各部門で定められた所定の棚に物品を収納すること。
- (2) 「別添5 院内搬送計画」に基づき各部門の滅菌物回収ボックスを回収し、仕分け洗浄室へ搬送すること。
- (3) その他に発注者より器材（依頼滅菌器材等）の回収要請があった場合は定期搬送及び巡回搬送を利用し、仕分け洗浄室へ回収、搬送すること。

5 その他物品

その他本仕様書に記載のない物品やルートについて、発注者より要請があった場合は改善の申し入れの協議に応じ、回収、搬送を行う。